

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年3月13日(木) 13時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 多目的ホールA

3. 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について

議案第3号 地域計画の策定に係る意見聴取について

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

議案第5号 田布施町農業委員会会長専決規程の制定について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 重 森 陽

署名委員 福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和7年第3回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』

『議案第3号 地域計画の策定に係る意見聴取について』

『議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について』

『議案第5号 田布施町農業委員会会長専決規程の制定について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3と4を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南1.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で事業用駐車場です。当該地は、申請者が元々事業用駐車場として利用していた所有地を県道拡幅工事に伴い県に提供するため、新たに事業用駐車場用地として親より譲り受ける旨の申請です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 今度、県道拡幅すると予定があって、こっちの川になっている所の橋をかけたいということで説明を受けました。その関係で今申請されている土地の上を通りながら、こちらの公園の裏をまわして今私が作っています〇〇さんという所の田んぼのほうに戻していく、なんかそういう新しい工事を進めていく予定があるというふうに聞いております。特に問題はないかと思っていま

す。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で、自己用住宅の建築です。譲受人は現在借家住まいであり、今後の家族構成を考慮し新たに住宅を建築したいということで、今回の申請がありました。なお、こちらの申請地は造成し、砂利が敷かれており違反転用状態ですので、今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 用途地域内の農地なんで、宅地化はしょうがないんですけども、申請地は先ほど事務局の説明があったように、コンクリートで擁壁をついて造成していた土地方で、なおかつ不動産屋さんの売買の看板も立っている状況です。周りももう管理休耕で、周りの方に影響を及ぼすこともないので、用途区域内の農地を宅地化することについては問題ないとは思いますが。

永田委員 はい、始末書が出ておるということと、この東側の区画を埋め立てて車を置いておるような感じです。ここ調べておかないと、同じようになると

思いますので、事務局のほうお願いします。

事務局 指導しておきます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数) 挙手多数です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北東0.9kmに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で、自己用住宅の建築です。結婚に伴い、新たに住宅を建築したいということで今回の申請がありました。一体利用地部分については、現在空き家が建築されておりますが、解体し住宅用地とするとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現在の宅地と新たな建屋を分けて住宅用地として転用するので問題はないと思います。現在の住宅についても、もう解体が進んで、業者も入って解体をしている最中でしたので、一体利用で新しい宅地を作るということで、三種農地で全然問題はないと思います。

永田委員 はい、宅地の用地で、また周りは家ばかりで、ここだけ畑なんで別に問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南西3.8kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、所有権移転で桜の木の植樹です。当該地は、令和3年度に現所有者の住宅取得に伴い農地法第3条で所有権移転された土地で、現所有者の転職に伴う県外転出により所有地を手放すこととなったという事で今回の申請がありました。事務局で現地を確認しましたが、進入までに傾斜があり、かつ狭小で宅地に囲まれている農地です。取得後は譲受人が当該地を整備し、桜の木を植えて管理をする予定です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 現場は〇〇地区という所なんですけれど、今回の現場は前後が宅地に囲まれており、下の町道筋は現在建物は建っておりませんが、庭木のほうが結構繁茂しております。その上側の今所有されている土地に桜の木を植えるということで、特に問題はないと思います。

小坂委員 ありません。

南委員 ちょっと疑問というか、これは畑の売買ということで、所有権移転でここにかかっているんですね。

事務局 令和3年に住宅付属という制度がまだあったとき、現所有者が畑として取得された、と。家庭菜園目的でですね。その所有者が県外のほうに転職になったのもう手放したいという意向で、買い手がついたので今回の申請に至

るという経緯です。

事務局 今回については、3条ではなくあくまで5条の転用、植樹という転用目的で、所有権を移転するという内容です。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 はじめに概要を説明いたしますので、ページ15と16を一緒にご覧ください。農地中間管理事業とは、法令に基づき農地中間管理機構が地権者から農地を借り受け、担い手農家へと貸し付ける制度ですが、改正農業経営基盤強化促進法において、これまでの「人・農地プラン」が新たに「地域計画」として法定化され、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿が目標地図として明確化されます。これに伴い、令和7年4月より、これまで相對契約として運用されていた通常の利用権事業はなくなり、農地中間管理事業に一本化されます。

続いて具体的な契約の内容について、ご説明します。農地中間管理機構を活用した「農用地利用集積等促進計画」には大きく分けて2種類あります。1つ目は「2段階方式」と呼ばれ、これがいわゆる、これまで担い手さんたちが、機構を介し、10年を基本として農地を借り入れていた仕組みと同様のものです。2つ目は「一括方式」と呼ばれ、こちらはこれまでの相對契約の利用権と仕組みが似ているもので、形式としては機構を介することには変わりありませんが、地域計画が定まっていない等の活用が不透明な農地について、地権者と

耕作者の話し合いにより、農地を貸し借りする仕組みとなっております。18ページから21ページには一括方式の一覧、22ページから24ページには2段階方式の一覧を記載しております。2段階方式の見方についてですが、例えば22ページを開いていただきますと、真ん中より少し左の行の「利用権設定をした者」の欄に出し手の情報、一番右の行の「地域計画に基づく担い手配分計画（案）」の欄に受け手の情報を記載しております。

農業委員会の役割としては、一括方式、2段階方式ともに農地を引き受ける者が11ページの中段にあります、賃借権の設定等を受けようとする者の要件事項を満たしているかを確認していただき、町に対し、意見の回答を行うこととなっております。

これらを踏まえ、促進計画の一覧表をご確認いただけたらと思います。
以上です。

議長 理解できましたか。

南委員 要は、今までみたいに、16ページ開いてもらって今まで担い手なりが耕作者が誰かの田んぼ借りようと思ったらお互いに借りるよって話をして、役場に届けよったけど、そうじゃなくて、それをやりながら役場は中間管理機構のほうに書類をまわしてそこで又確認して、おりてくる、ということ？

事務局 2段階だとそういう感じです。どちらも間に機構が挟まる事には変わりないんですけど、今まで大作りの法人さんとか、大作りの農家さんとかがやられてたほぼ10年をベースとした契約については、これまで通りの運用で2段階方式という形になるんですけど、今まで1対1で相対で契約できていた利用権のものが、皆さん見られた方はご存じと思うんですけど、今までと様式が変わっていたりとかで、今までとは若干仕組みが変わりますというのが一番大きなポイントです。

事務局 補足、よろしいですか？

議長 どうぞ、はい。お願いします。

事務局 皆様お手元にある様式が、今回初めてこういう形で出させていただいたんですが、そもそもの話、個人対個人が農業委員会に届けるという利用権の設定というのが、この令和7年3月をもってなくなります。4月1日からは、全部中間管理機構を介した農地の契約じゃないと認めません、というのが、今の国の動きで、それが出来ない場合は3条か、中間管理機構か、この2択しかなくなっている、というのがまず前提にあります。そうは言っても、農地中間管理機構は担い手さんが使うもので担い手さんが大量にいらっしゃる地域であればそういう調整はできるんですが、個人対個人でやりたいというお声もあって、それ全部担い手さんがやれる訳がないというところもあって、一括方式という、ほぼ相対に近いような契約を作って運用していこうというのが、今回の一括方式です。原則は2段階でやってください、ただ、顔が知れている人、親戚にやってもらうとかそういったものは一括方式、今までと同じような仕組みでやっていきたいと思いますというのが、今回の中身になります。なので、構成としては、1番最初にある促進計画は、利用権期間もバラバラであれば、担い手さんでない方も載っています。2段階方式は、概ね認定農業者であったり、田布施町の担い手さんが農地を借りるものに限定しているということで、ご理解いただければと思います。その他、なにかご質問があればお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

今井委員 農地中間管理機構というのはどこにある？

事務局 農地中間管理機構は、都道府県に一つありまして、山口県では山口市にある公益財団法人やまぐち農林振興公社という所が国から指名を受けて推進機関として位置づけられています。都道府県全部にあります。

今井委員 そこを通さないといけない、ということ？

事務局 そこを通さないと契約できない、というふうになりました。

今井委員 そこまで行くんですか？

事務局 そこまでデータは行きます。

今井委員 届けに、山口市まで？

事務局 届出は、やまぐち農林振興公社さんから市町の我々の方が事務の委譲を受けていますので、我々が受けて、データを機構のほうに送りますので、そこまで行って申請しないといけない、ということはないです。

今井委員 経済課、関わりあるということ？

事務局 経済課で受けています。なのでわざわざ向こうまで書類送ってというのはないので、ご安心いただければと思います。

塩田委員 知り合い同士が、公社を通さずにした場合、罰則とかがありますか？

事務局 いわゆるヤミ小作ということになるので、罰則等は正直言ってございません。ただ、何か…世代がかわっていきなり太陽光になって、作る予定だったのに苗とか肥料とかが無駄になりました、訴えてやろうといった時に、何も権利がないので泣き寝入りになってしまいますので、3条かもしくは中間管理機構の契約をお願いしております。

南委員 参考に聞きたいんですけど、22ページのですよね、使用貸借というのは地代がゼロなのわかるんですが、賃料は4千がありゃ2万がありゃすごい違うが、これはもう相対だし別に統一はできないし、農地のいいところ悪いところがあるから、こうなっているんだろうと思うんだけど、これはそれぞれお互いの相対で約束した金額でいいということなんですか？

事務局 今、22ページはですね、2段階というところになりますので、こちらは主には場整備をして担い手さんが作る所になります。こちらについては、反当たりいくら、という、反当たり4千円であったり5千円であったり、様々、地域によって設定されていますので、単純に面積×（かける）例えば3反の所があつたら5千円かけたら2万円にはならんですけど、反あたりっていう…。

南委員 わかりました。全体がいくらっていうことよね。

事務局 そうです。ここには反当たりの金額書いておりませんが、合計金額が

賃借料に書かれております。

南委員 わかりました。面積大きいと金額も太い、当たり前ね、そういうことですね。理解しました。

事務局 逆に一括方式は個人間のお話し合いなので、ある程度、平均は耕作料4千円ですよというお話はしますが、あとはご自由に決めていただくようになります。

南委員 その決めた事に対して中間管理機構は高いとか安いとか一切言わないということ？

事務局 一切ありません。

山本委員 4月から2つの農地法3条による貸し借りと、機構法による2段階方式となったんですけど、農地法3条による貸し借りと、機構法による貸し借りは今までは経基法で経営基盤強化法による農業委員会にかかる貸し借りは、殆ど経営基盤強化法で担い手さんに集積をはかるよっていうのがあって、10年なら10年、利用権の設定、契約の期間が切れたら解約が前提であったですよ。農地法3条っていうのは、利用権が設定できるけども、設定者と借り受け者と貸し出し者が両方が行為できないと解約できないと聞いたんですけど、借り受ける者がもうえらいからやめるよ、って言っても、貸し手があんたやってくれないと困るよって言ったら解約が農地法3条はできない。機構法のこの相對契約っていうのは、3年なら3年経ったら真ん中に機構が通っているけれども、受け手がいないよって言ったら解約ができる？途中解約もできる？

事務局 原則は農地法も基盤強化法も合意による解約というのが原則です。ただですね、今年も1件あったんですが、土地を効率的に利用していない場合、1年ほかっていたり、2年ほかっていたり、全然耕作がなされてなかった場合は、一方的な解約もできるような決まりはあります。それは発動するかどうかはお話し合いというか、地権者のご意向もありますので。ただ、原則は合意解約、農地法と中間管理機構の違いは期間を満了したときに、自動的に権利が戻

るか戻らないか、の違いになります。農地法は戻りません。契約してしまったらご本人さんたちが解約を合意しない限りは続いていく。自動更新、しかも、登記がされることも可能というようなものになっています。中間管理機構のほうは、期間満了時に更新を意思を確認して期間を延ばすか、再契約をするか、やめるか、という判断ができる、この違いになります。なので、あくまでも合意なので地権者と良好な関係は引き続き続けていただきたいな、というふうに思います。

山本委員 よく登記簿謄本で、永小作とか農地法3条の場合は永小作って登記がされている土地が見受けられるんですけども、農地法3条の貸し借りはそういう条件がつくことは？機構法は期間が来ると何もなく両者が解約すると解約できる？

事務局 両者が更新の意思を示さなければ自動的になくなる、という違いですね。

議長 はい、ということなんですが、その他何か質問がございますか？2つのやり方があるということだけ、今まで通りのお互い貸し借りができるということながら間に書類を作って役場に出したら、それが中間管理機構から認めたということで返ってくるということで、ご理解いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第2号は『意見なし』とさせていただきます。

次に「議案第3号 地域計画の策定に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号25から30をご覧ください。はじめに地域計画の概要を説明いたします。農家の高齢化等に伴う担い手不足による耕作放棄地の拡大が

懸念される中、「人と農地に関する課題」について解決を図るための基本計画を策定する『人・農地プラン』制度が平成 24 年度に制定、翌 25 年度から始まりました。

その後、懸念されていた高齢化に伴う農家戸数の減少が現実に進み、耕作放棄地が増える中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となってきました。

そのため、令和 4 年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において令和 7 年 3 月末までに「人・農地プラン」に代わる「地域計画」を策定することが義務付けられました。地域農業の将来像を描いた今までの「人・農地プラン」に、「目標地図」を加えたものが「地域計画」となります。目標地図とは、10 年後の農地利用の姿を示した地図で 1 筆毎に将来の耕作者を明記してあるものです。田布施町の目標地図案を掲載しておりますのでまず 29 ページをご覧ください。地域内の農業を担う者として 49 名の農家さんおよび法人に掲載の同意をいただき、掲載しております。次に 30 ページをご覧ください。左側の地図が現状で右側の地図が 10 年後の目標となります。こちらは現時点での計画となっており、随時見直しは可能となりますので、ブラッシュアップしながら計画の実行を行う予定としています。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

南委員 要するに将来どういうふうな、10 年後は農地にしたいかっていうことで色づけしてありますが、基本的にはほ場整備した所が主ということですか？

事務局 そうですね、はい。ほ場整備がされている所を単純に色づけをさせていただきました。今日ご出席の担い手さんの方々にも、アンケートをとらせていただきまして、10 年後どうしたいですか、というお話を伺ったところ、ほとんどの方が 10 年後も続けていただけるということだったので、同じ、今の経営農地をそのまま色塗りをさせていただいているところです。こちらのほう

は、今日のご意見を元に、ホームページのほうに案として公開をさせていただいて、3月末まで利害関係者のご意見をいただいて、もし問題なければ3月28日に田布施町の地域計画（案）として公表させていただければと考えております。ちょっと図面が小さすぎるので、読み取りが難しいかと思うんですが、他の市町はエリア毎に分けたりとか、対象農地を中山間とか、そういう農家単位の活動単位で分けたりしていますが、田布施町は担い手不足というところで、田布施町一本で作成させていただきました。こちらの計画は転用とも今後密接に絡んできます。原則、今設定している地域計画のエリアはほ場整備の中、もっと言ったら、農振農用地というエリアになっております。農業するために守っていかなければいけない農地をこの色に塗っておりますので、そのエリアで転用が出た場合、地域計画を見直し、農振法に基づく農振の除外をしたのち転用というちょっと段階が一個増えるということになりますので、その際はまたご意見のほうを求めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

南委員 30ページの地図見てもらったら、特に飛び地の小行司なんかは全部法人の小行司が作ってるのと同じ紫色が全部塗ってありますよね。ああいう形で集積ができればいいな、ということであります。何かこのことについてご質問がありましたら。

塩田委員 名簿を見てみますと、今現在耕作されている人が高齢者の方が中には含まれているんで、10年後…平均年齢は何歳で計算してありますか？

事務局 平均年齢は出したらびっくりするんですけど、74とかですね。そういうご年齢にはなるんですけど、ただそれは皆様にお一人お一人に意向確認をとりまして、10年後もやります、というご意志を示していただいたので、それに沿って色を塗っております。ただこれは、世代が変わったりとか、耕作する人がやっぱり人間がやることなんで、変わってくると思いますので、一応5年に1回はこの地域計画見直しましょうとはあるんですが、1年2年そのタイミングで大規模な担い手さんの変更があれば、こういう場でまた意見聴取させ

ていただきます。是非とも10年後も頑張っていたきたいなと思っておりますので、ご支援のほどお願いします。

南委員 事実あれよね、上田布施も今〇〇さんがやるように、もう高齢化してできんということになって、一番よかったのが隣の〇〇さんが作ってあげることになったんで。今いう高齢化、絶対これは誰でも避けられないことなんで。そういうことになれば全体でまた相談して、また余力がある所が預かっていただけるということをまた役場に間入っていただいてですね、調整してって、ほ場整備している農地だけ守っていこうということにしていますんで、ご協力をお願いできたらと思います。その他何かご質問はよろしいでしょうか。

重森委員 表よね、これも公開する？

事務局 はい、ホームページ上はですねこちらのお名前は担い手1、2、3と番号を振って公開させていただきます。ただ、利害関係者はご意見を賜らないといけないので「私はこの農地の所有者だが」という方が来られたら、お名前が載った表は役場の窓口のほうでご提示して確認していただこうと思っています。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第3号は『意見なし』とさせていただきます。

議長 次に「議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号31から33をご覧ください。数値目標につきましては、令和5年4月1日に策定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針と整合を取ったものとなっております。

なお、32ページ上段より農地の集積に係る記載をしております。現時点町内農地の担い手への集積率は36.8%です。これを先ほど申し上げた指針より令

和 8 年度に 70%にすることが目標です。また、遊休農地の解消については、利用状況調査より 93.7ha から 19.3ha 解消することが目標です。

続いて 33 ページ上段の新規参入の促進①についてですが、令和 6 年度は 2 つの経営体が参入されました。次に②について、過去 3 年間の農地の権利移動面積の平均値の 1 割以上である 3.7ha を新規参入者へ新たに貸し付けるといった目標を定めております。2 の最適化活動の活動目標以下については昨年度と同様の目標値を設定しておりますので引き続き最適化活動をよろしく願いいたします。

目標数値について、昨年の総会時にも申しあげたとおり非常に難しいものとなっておりますが、策定した指針のとおり設定しておりますのでご理解いただければと思います。また、今後文言等に軽微な修正がありましたら事務局にて修正させていただければと思います。以上です。

議長 ということで説明がございましたが、年度替わりですからそういう色々な目標の設定が変更されるということで今回もありました。皆様方の方から何か質疑等はありませんか。

南委員 今ありました、36%から70%にということなんですが、これは大幅に今、本町、新川あの辺りがほ場整備している、あれらも全部集積して少しは上がってくるという可能性はあるということかな？

事務局 そこは含めた数値に予定を含めた数値になってますので、そこを含めて 36.8%ですね。

南委員 それを含めての 36.8%？

事務局 そうですね。なので、かなり厳しい目標だとは思いますが。

南委員 努力目標で頑張ってます、と。

事務局 そうですね。そういった解釈でご理解いただければと思います。

議長 ということで、ご理解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑等を終了します。

次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

次に「議案第5号 田布施町農業委員会会長専決規定の制定について」の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号35から37をご覧ください。総務課に条文等の整合性の確認をしてもらい、第2条の(2)イ及び(4)イの農地法第4条及び第5条の許可外転用に関する条文を前回の案は主要なものを各号記載しておりましたが、まとめてシンプルにしております。それ以外については先月の協議事項でご説明したとおりの内容となります。以上です。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑等を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第3回田布施町農業委員会総会を閉会します。

